

## PTA総合保険のご案内

### 1、PTA団体傷害保険

保険金額	
死亡・後遺障害	875千円
入院保険金日額	1,000円
通院保険金日額	700円

PTA活動中、また行事等に参加するための自宅との通常の経路の往復中で急激かつ、偶然な外来の事故により被ったケガに対してお支払いする保険です。

- 死亡保険金・・・** 事故によりケガをされ事故発生日からその日を含めて180日以内にケガがもとで死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。
- 後遺障害保険金・・・** 事故によりケガをされ事故の発生日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。
- 入院保険金・・・** 事故によりケガをされ、平常の業務または生活ができなくなり、かつ入院し医師の治療を受けた場合、事故の発生日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し1日につき入院保険日額をお支払いします。
- 手術保険金・・・** 入院保険金をお支払いする場合で事故の発生日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために所定の手術を入院中に受けた場合、入院保険金日額の10倍、外来で受けた手術については入院保険金日額の5倍をお支払いします。ただし、1事故に対し1回の手術に限ります。
- 通院保険金・・・** 事故によりケガをされ、平常の業務または生活に支障が生じ、かつ通院（往診を含みます。）し医師の治療を受けた場合、事故の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度として1日につき通院保険日額をお支払いします。ただし平常の業務または生活に支障がない程度に回復したとき以降の通院は、お支払い対象になりません。

#### 保険金をお支払いできない主な場合

- ① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失
- ② 自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ③ 無免許運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができない恐れがある状態での運転
- ④ 脳疾患、疾病または心神喪失
- ⑤ 戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの
- ⑥ 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見のないもの
- ⑦ 地震・噴火または津波による事故

●保険のお問い合わせ・ご相談  
損害保険ジャパン日本興亜株式会社  
代理店 保険相談センター(株)ベスト  
神奈川県川崎市多摩区菅北浦2-15-26  
TEL:044-949-3775

●万一、事故にあわれたら  
事故が起こった場合は、ただちに下記  
事故サポートセンターまで御連絡下さい。  
【事故サポートセンター】  
0120-727-110  
〔24時間 365日対応〕